

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区乳幼児ショートステイ業務委託	No. 5200268
工（納）期	令和6年3月31日	
契約締結日	令和5年4月1日	
契約金額	推定総額7,263,000円（非課税）	

契約相手方	日本赤十字社医療センター附属乳児院 (法人番号：6010405002452)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	複合契約	

業者選定理由書

件名	荒川区乳幼児ショートステイ業務委託
指名業者 (案)	名称 日本赤十字社医療センター附属乳児院 所在地 東京都渋谷区広尾4-1-1 代表者 院長 今井 庸子
特命理由	<p>本件は、区内に住所を有する0歳及び1歳の児童を養育している家庭において、一時的に養育が困難になった乳幼児に対して必要な保護を行うため、ショートステイ事業の委託を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 乳幼児ショートステイ事業は、児童福祉法において区市町村に実施の努力義務が課されている事業であり、国の実施要綱においては、実施施設を乳児院等住民に身近であって、適切に保護することができる施設としている。</p> <p>② これを踏まえ、主管課において、乳幼児に必要な保護を確実に行うことができ、かつ23区内に立地する乳児院及び23区でショートステイ事業を受託した実績のある病院計7社に対し、令和5年度の本件履行の可否を確認したところ、履行可能と回答したのは上記業者のみであった。</p> <p>③ また上記業者は、平成27年度より本件を履行していることから、ショートステイ事業についてのノウハウが蓄積されており、履行状況についても優良である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)